

北九州市税務システム標準化・共通化に係る 情報提供依頼（RFI）実施要領

北九州市財政・変革局税務部税制課

1 実施趣旨

本市では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、市税の賦課徴収業務を担っている税務システムについて、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を計画しているところです。

本情報提供依頼は、標準準拠システムへの対応方針、本市への税務システムの提供意向等を把握することを目的として、提供いただいた情報は、本市の標準化に向けたスケジュール等を決定する際の参考資料とします。

2 現行システムの概要

システム名称	税務システム	総合収納システム	総合滞納整理システム
対象税目等	個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税、事業所税、環境未来税、特別土地保有税、宿泊税	本市における収納金（一部を除く）の収納管理 ※左記の税務システムで取扱う税目はすべて含む	本市における滞納（一部を除く）の管理 ※左記の税務システムで取扱う税目はすべて含む
開発事業者	株式会社 RKKCS	株式会社 RKKCS	北日本コンピューターサービス株式会社
保守事業者	株式会社 RKKCS	株式会社 RKKCS	北日本コンピューターサービス株式会社
パッケージ/開発	パッケージ製品（総合行政システム）	パッケージ製品（総合行政システム）	パッケージ製品（DIALOGUE）

※上記システムを含めて他の業務システム間のデータ連携は、「共通基盤システム」を利用しています。

3 実施方法

（1）回答方法について

「様式1 回答書」を記載し、電子メールにて回答をお願いします。

また、回答するにあたり貴社製品に関するカタログや移行スケジュール等がございましたら、併せて送付をお願いします。

(2) 連絡先

- ア メール送付先：北九州市財政・変革局税務部税制課
イ メールアドレス：zai-zeisei@city.kitakyushu.lg.jp
ウ 表題：【税務システム移行 RFI】回答（貴社名）
エ 電話：093-582-2030
オ 担当：神谷、小畑、大寺

4 実施期間

実施期間は以下のとおりとします。

要件	依頼事項
回答書提出期限	令和7年9月26日（金）午後5時まで

5 その他

- (1) 資料提供のあった事業者について、将来のシステム調達の保証をするものではありません。また、ご提供いただけなかった事業者に対し、将来的に不利益な取扱いが生ずることもありません。
- (2) ご提供いただいた資料については、当該目的のために本市内で利用させていただき、資料提供のあった事業者に断りなく本市外へ提供いたしません。
- (3) ご提供いただいた資料については返却しません。
- (4) ご提供いただく資料等の作成及び提供に必要な費用は、提出者の負担とします。
- (5) ご提供いただいた資料に関して、後日問い合わせをさせていただく場合があります。